

## ～ 久留米市国民健康保険からのお知らせ ～

# 現行の保険証は令和6年12月2日 から発行されなくなります

発行済みの保険証は、原則、令和7年7月31日まで使用できます

※保険証発行終了後の受診方法は、次のとおりとなります。

### 【令和6年12月2日以降】

区分	受診方法
<u>マイナ保険証をお持ちの方</u>	「マイナ保険証」 または 「発行済み保険証」
<u>マイナ保険証をお持ちでない方</u>	「発行済み保険証」 または 「資格確認書※」 ※新たに久留米市国保へ加入された方など資格情報が変更となった方に発行します。有効期限は令和7年7月31日までです。

### 【令和7年8月1日以降】

区分	受診方法
<u>マイナ保険証をお持ちの方</u>	「マイナ保険証」
<u>マイナ保険証をお持ちでない方</u>	「資格確認書※」 ※発行済み保険証または資格確認書の有効期限が切れる前（6月下旬～7月中旬）に送付します。有効期限は1年間です。

不明な点などございましたらお問い合わせください。

久留米市 健康福祉部 健康保険課

TEL (0942) 30-9029

FAX (0942) 30-9751

